

厚生労働省発子 1017 第 5 号
平成 30 年 10 月 17 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれでは、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別 紙

保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 保育対策総合支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生省 労働省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 保育士資格取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」（平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 2 号）の別添 1 に定める「保育士資格取得支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業
- ② 地方公共団体以外の者（以下「民間団体等」という。）が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

(2) 保育士試験による資格取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 2 に定める「保育士試験による資格取得支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

(3) 保育士試験追加実施支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 3 に定める「保育士試験追加実施支援事業実施要綱」により、都道府県及び指定都市が行う事業

(4) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 4 に定める「保育士養成施設に対する就職促進支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(5) 保育士宿舎借り上げ支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添5に定める「保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(6) 保育人材就職支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添6に定める「保育人材就職支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業

(7) 保育体制強化事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添7に定める「保育体制強化事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ③ ①又は②の事業に対して都道府県が補助する事業

(8) 保育補助者雇上強化事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添8に定める「保育補助者雇上強化事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ③ ①又は②の事業（指定都市及び中核市を除く。）に対して都道府県が補助する事業

(9) 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添9に定める「若手保育士や保育事業者への巡回支援事業実施要綱」により、都道府県及び市町村が行う事業

(10) 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添10に定める「保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(11) 保育所等における業務集約化推進事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添11に定める「保育所等における業務集約化推進事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(12) 保育士・保育所支援センター設置運営事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添12に定める「保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業

(13) 保育所等改修費等支援事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第

30 号)の別添 1 に定める「保育所等改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(14) 保育所設置促進事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添 2 に定める「保育所設置促進事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(15) 都市部における保育所等への賃借料支援事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添 3 に定める「都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業に対して都道府県が補助する事業

(16) 認可化移行調査費等支援事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添 4 に定める「認可化移行調査費等支援事業実施要綱」により、都道府県及び市町村が行う事業

(17) 認可化移行移転費等支援事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添 5 に定める「認可化移行移転費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(18) 民有地マッチング事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添 6 に定める「民有地マッチング事業実施要綱」により、都道府県及び市町村が行う事業

(19) 広域的保育所等利用事業

「多様な保育促進事業の実施について」(平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 4 号) 別添 5 に定める「広域的保育所等利用事業実施要綱」により、市町村が行う事業

(20) 保育利用支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添 1 に定める「保育利用支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(21) サテライト型小規模保育事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添 2 に定める「サテライト型小規模保育事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(22) 医療的ケア児保育支援モデル事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添 3 に定める「医療的ケア児保育支援モ

「デル事業実施要綱」により、行われる次に掲げる事業

- ① 都道府県、指定都市及び中核市（以下この号において「都道府県等」という。）が実施する事業
- ② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(23) 家庭支援推進保育事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添4に定める「家庭支援推進保育事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(24) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

「事故防止の取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」（平成29年4月28日雇児発0428第4号）の別添3に定める「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 指定都市及び中核市（以下この号及び次の各号において「指定都市等」という。）が実施する事業
- ② 指定都市等が実施主体として認めた者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業
- ③ 市町村（指定都市等を除く。）が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

(25) 保育環境改善等事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添7に定める「保育環境改善等事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 基本改善事業及び環境改善事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。）
 - ア 指定都市及び中核市（以下この号及び次の各号において「指定都市等」という。）が実施する事業
 - イ 指定都市等が実施主体として認めた保育所を経営する者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業
 - ウ 市町村（指定都市等を除く。）が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた保育所を経営する者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 環境改善事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）
 - ア 市町村が行う事業
 - イ 市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業

(26) 保育所等の事故防止の取組強化事業

「事故防止の取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添1に

定める「保育所等の事故防止の取組強化事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 都道府県及び市町村が行う事業

② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(27) 保育施設・事業の届出に伴うＩＣＴ化推進事業

「事故防止の取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添2に定める「保育施設・事業の届出に伴うＩＣＴ化推進事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業

② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(28) 家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添6に定める「家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業実施要綱」により市町村が行う事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された第2欄の種目ごと（3の（4）、（5）、（7）、（8）、（10）、（11）、（13）から（17）まで、（20）から（23）まで及び（25）については施設ごと、（19）については箇所ごと）の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業

① 3の（5）の事業以外

ア 第2欄の種目ごと（3の（4）、（5）、（7）、（8）、（10）、（11）、（13）、（14）、（16）、（17）まで、（20）から（23）まで及び（25）については施設ごと、（19）については箇所ごと）に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3の（5）の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額の4分の3を乗じた額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

- (ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 間接補助事業

- ① 3の(1)の②、(2)の②、(4)の②、(7)の②、(8)の②、(10)の②、(11)の②、(13)の②、(14)の②、(17)の②、(20)の②、(21)の②、(23)の②の事業
ア 第2欄の種目ごと(3の(4)の②、(7)の②、(8)の②、(10)の②、(11)の②、(13)の②、(14)の②、(17)の②、(20)の②、(21)の②、(23)の②について施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県又は市町村が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

② 3の(5)の②の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

- (ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額の4分の3を乗じた額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

- (イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額と、市町村が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

- (ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額と、市町村が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

③ 3の(7)の③、(22)の②の事業

ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較し

て少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

④ 3の(8)の③の事業

ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に8分の7を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑤ 3の(15)の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に40分の27を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた施設について、引き続き補助を受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア)により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

(イ) (ア)により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑥ 3の(24)の事業

ア ②の事業

(ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ③の事業

(ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑦ 3の(25)の事業

ア ①のイの事業、②のイの事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ①のウの事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑧ 3の(26)の②の事業

ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑨ 3の(27)の②の事業

ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に8分の7を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 別表第2欄の種目の区分を超えて、事業に要する経費の配分を変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

い。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させことがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。
また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。
- (10) 都道府県及び市町村は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。
 - ① (1) から (9) までに掲げる条件。
ただし、(1) から (4) まで及び (8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(5) 及び (6) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6) 及び (8) 中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(5)、(8) 及び (9) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

② 間接補助金を民間団体に交付する場合には、市町村が以下の条件を付さなければならない旨の条件

ア (1) から (8) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、(5) 及び (6) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、(6) 及び (8) 中「国庫」とあるのは「市町村」と、(5) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5) の規定中「50 万円」とあるのは、「30 万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

③ 都道府県が付した条件に基づき市町村長が承認する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

(12) (11) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(13) 間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。

① (1) から (8) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」（市町村の場合は「市町村長」と、(5) 及び (6) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」（市町村の場合は「市町村長の承認」と、(6) 及び (8) 中「国庫」とあるのは「都道府県」（市町村の場合は「市町村」と、(5) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5) の規定中「50 万円」とあるのは「30 万円」と読み替えるものとする。

② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

(14) (13) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、

あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- (15) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 適化法第26条第2項に基づき、3の(1)から(3)まで、(5)から(28)までに係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
- ア 市町村の長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出を行うものとする。
 - イ 道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式4に添えて、毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
 - ウ 東京都知事はアの申請書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式5に添えて、毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出を行うものとする。

(2) (1)以外の場合

都道府県知事は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県知事は、7の(1)又は8による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。
- (2) (1)以外の場合、厚生労働大臣は、7の(2)及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定又は変更交付決定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対し、別紙様式6又は別紙様式7により速やかに交付決定内容及びこれ

に付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適化法第26条第2項に基づき、3の(1)から(3)まで及び(5)から(28)までに係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、事業が完了したときは、別紙様式8による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認められたときは、これを取りまとめ、別紙様式9に添えて翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式10に添えて翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) (1)以外の場合

都道府県知事は、事業が完了したときは、別紙様式8による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対して、別紙様式11により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4, 7, 8及び11に定める算定方法、手続によることが出来ない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めによるものとする。

別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 助成率
直接補助事業	保育士資格取得支援事業	<p>1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000 円 ・「保育士試験の実施について」(平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。) の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 100,000 円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 200,000 円 <p>(2) 代替保育従事者雇上費 1 人 1 日当たり 6,590 円</p>	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等	1/2
		<p>2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、上限 100,000 円</p> <p>(2) 代替保育士雇上費 1 人 1 日当たり 6,590 円</p>		
		<p>3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、上限 100,000 円</p>		
		<p>4. 保育所等保育士資格取得支援事業</p> <p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000 円 ・試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 100,000 円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 200,000 円 		
保育士試験による資格取得支援事業		<p>1. 受験対策学習費用補助事業 保育士試験受験のための学習に要した経費の 1/2 ただし、上限 150,000 円</p> <p>2. 保育士試験受験直前講座実施事業 直前講座受講者 1 人当たり 6,000 円</p>	保育士試験による資格取得支援事業を実施するためには必要な当該講座を開講している事業者が証明する当該事業者に支払われた入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷	1/2

		製本費、光热水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	
保育士試験追加実施支援事業	厚生労働大臣が別に定める額	保育士試験追加実施支援事業を実施するため必要な報酬、賃金、職員手当等、報償費、旅費、共済費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光热水費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	1／2
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに260,000円	保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光热水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	1／2
保育士宿舎借り上げ支援事業	1人当たり月額 82,000円	保育士宿舎借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料等	1／2
保育人材就職支援事業	1市町村当たり 10,806,000円	保育人材就職支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光热水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	1／2

	保育体制強化事業	1か所当たり月額 90,000 円	保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等	1／2
	保育補助者雇上強化事業	1. 定員が 121 人未満の施設の場合 1 か所当たり年額 2,215,000 円 2. 定員が 121 人以上の施設の場合 1 か所当たり年額 4,430,000 円	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等	3／4
	若手保育士や保育事業者への巡回支援事業	1. 若手保育士への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円 2. 保育事業者への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円	若手保育士や保育事業者への巡回支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、通信運搬費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費等	1／2
	保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業	1. 保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 1 人 1 日当たり 6,590 円 ②調整費 1 人当たり 4,000 円 2. 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ ①実習受入費 1 人当たり 10,000 円 ②調整費 1 人当たり 4,000 円	保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び備品購入費等	3／4
	保育所等における業務集約化推進事業	厚生労働大臣が別に定める額	保育所等における業務集約化推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、会議費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	1／2
	保育士・保育所支援センター設置運営事業	(1) 保育士・保育所支援センター開設運営経費 1 自治体当たり 4,227,000 円 (2) 保育士再就職支援コーディネーター雇上費 1 自治体当たり 4,000,000 円 ※加算の対象となる場合、1 自治体当たり 8,000,000 円 (3) 再就職支援及び雇用管理改善経費 1 自治体当たり 426,000 円	保育士・保育所支援センター設置運営事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷	1／2

		<p>(4) 潜在保育士の把握及びセンター認知度向上のための経費 1自治体当たり 3,799,000円</p> <p>(5) 保育士登録簿を活用した就職促進経費 1自治体当たり 2,746,000円</p>	製本費、光热水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	
保育所等改修費等支援事業		<p>(1) 賃貸物件による保育所改修費等 ①平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針についてに基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合 1施設当たり 32,000,000円 分園の場合 1施設当たり 21,000,000円</p> <p>②上記以外の場合 本園の場合 1施設当たり 27,000,000円 分園の場合 1施設当たり 16,000,000円</p> <p>(2) 小規模保育改修費等 ①平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針についてに基づいて実施される事業として行う場合 1事業所当たり 32,000,000円</p> <p>②上記以外の場合 1事業所当たり 22,000,000円</p> <p>(3) 認可化移行改修費等 1施設当たり 32,000,000円 ※賃借料のみの場合 1施設当たり 10,000,000円</p> <p>(4) 家庭的保育改修費等 ①平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針についてに基づいて実施される事業として行う場合 保育所で行う場合 1か所当たり 32,000,000円 保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400,000円</p> <p>②上記以外の場合 保育所で行う場合 1か所当たり 22,000,000円 保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400,000円</p> <p>(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等 ①平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針についてに基づいて実施される事業として行う場合 1施設当たり 32,000,000円</p> <p>②上記以外の場合 1施設当たり 22,000,000円</p>	保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な改修費等、賃借料(敷金を除く。)	1／2 (注) 2／3
保育所設置促進事業		1か所当たり 21,200,000円	保育所設置促進事業に必要な賃借料(敷金を除く。)	1／2
認可化移行調査費等支援事業		<p>1. 認可化移行可能性調査支援 1か所当たり 552,000円</p> <p>2. 認可化移行助官指導支援 1施設当たり 493,000円</p>	認可化移行調査費等支援事業を実施するため必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、	1／2

		印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	
認可化移行 移転費等支 援事業	1. 移転費 1施設当たり 1,200,000 円 2. 仮設設置費 1施設当たり 3,800,000 円	認可化移行移転費等支 援事業を実施するため に必要な移転費、仮設 設置費等	1／2
民有地マッ チング事業	1. 民有地マッチング支援 1自治体当たり年額 5,500,000 円 2. 整備候補地等の確保支援 1自治体当たり年額 4,500,000 円 3. コーディネーター配置支援 1か所当たり年額 4,400,000 円	民有地マッチング事業 を実施するために必要 な資金、旅費、謝金、 会議費、印刷製本費、 備品購入費等	1／2
広域的保育 所等利用事 業	1. こども送迎センター等事業 (1) バス購入費又は借上げ費 ①購入費 送迎センター 1か所につき 年間 15,000,000 円 ②借上げ費 送迎センター 1か所につき 年間 7,500,000 円 (2) 保育士等雇上費 ①保育所等・1センターにつき 年間 5,000,000 円 (3) 運転手雇上費 年間 5,000,000 円 (4) 事業費(送迎センター実施場所の賃借料、燃料費等) ①こども送迎センター事業 年間 10,000,000 円 ②自宅等送迎事業 年間 1,000,000 円 2. 代替屋外遊戯場送迎事業 (1) バス購入費又は借上げ費 ①購入費 1事業当たり 15,000,000 円 ②借上げ費 1事業当たり 年間 7,500,000 円 (2) 保育士等雇上費 ①保育所等につき 年間 5,000,000 円 (3) 運転手雇上費 年間 5,000,000 円 (4) 事業費(駐車場の賃借料、燃料費等) 年間 10,000,000 円 ただし、1と2の両方の事業を実施する場合、(1)のバス購入 費又は借上げ費については、どちらかの事業のみの補助とする。 3. こども送迎センター設置改修事業 1か所当たり 7,200,000 円	広域的保育所等利用事 業を実施するために必 要な報酬、給料、職員 手当等、賃金、共済費、 旅費、需用費(消耗品 費、燃料費、会議費、 印刷製本費、光热水費 及び修繕料)、役務費 (通信運搬費、広告料、 手数料)、委託料、使用 料、賃借料、備品購入 費、車両購入費、運行 費、改修費等	1／2
保育利用支 援事業	1. 代替保育利用支援 1人当たり 月額 20,000 円 2. 予約制導入に係る体制整備 1か所当たり 年額 2,406,000 円	保育利用支援事業を実 施するために必要な報 酬、給料、職員手当等、 賃金、共済費、報償費、 旅費、需用費(消耗品 費、会議費、印刷製本 費)、役務費(通信運搬	1／2

		費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	
サテライト型小規模保育事業	1か所当たり 年額 4,450,000 円	サテライト型小規模保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	1／2
医療的ケア児保育支援モデル事業	看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1自治体当たり 年額 7,300,000 円 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1自治体当たり 年額 6,700,000 円	医療的ケア児保育支援モデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料等	1／2
家庭支援推進保育事業	1か所当たり 3,814,000 円	家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	1／2
認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1指定都市、中核市当たり年額 354,000 円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、負担金・補助及び交付金等	1／3

保育環境改善等事業 (緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。)	(1) 基本改善事業 1事業当たり 7,200,000 円 (2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業 1事業当たり 1,029,000 円	保育環境改善等事業を実施するために必要な改修費等	1／3
保育環境改善等事業 (緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)	(2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1施設当たり 32,000,000 円	保育環境改善等事業を実施するために必要な改修費等	1／2
保育所等の事故防止の取組強化事業	1. 重大事故防止のための研修事業 研修開催経費 1回当たり 220,000 円(受講者予定者 20 人まで) 20 人を超える場合 受講予定者 1 人当たり 6,000 円追加 2. 重大事故防止のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員 1 人当たり年額 4,064,000 円	保育所等の事故防止の取組強化事業を実施するに必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光热水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、賃借料、備品購入費等	1／2
保育施設・事業の届出に伴うＩＣＴ化推進事業	1 自治体当たり年額 40,000,000 円	保育施設・事業の届出に伴うＩＣＴ化推進事業を実施するために必要なシステム開発費、システム構築費、システム改修費、設備購入費、リース料、工事費、通信費、備品購入費、賃金、謝金、旅費、委託費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光热水費	3／4

			及び修繕料)、役務費(保守料、通信運搬費、広告料、手数料)、使用料、賃借料等	
家庭的保育 コンソーシアム形成モデル事業	1 市町村当たり年額 8,180,000 円		家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料等	1 / 2
間接補助事業	保育士資格取得支援事業	1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000 円 ・「保育士試験の実施について」(平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。) の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 100,000 円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 200,000 円 (2) 代替保育従事者雇上費 1 人 1 日当たり 6,590 円	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等	1 / 2
		2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、上限 100,000 円 (2) 代替保育士雇上費 1 人 1 日当たり 6,590 円		
		3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、上限 100,000 円		
		4. 保育所等保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000 円 ・試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合		

	<p>場合</p> <p style="text-align: right;">100,000 円</p> <p>・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合</p> <p style="text-align: right;">200,000 円</p>		
保育士試験による資格取得支援事業	<p>1. 受験対策学習費用補助事業 保育士試験受験のための学習に要した経費の 1/2 ただし、上限 150,000 円</p> <p>2. 保育士試験受験直前講座実施事業 直前講座受講者 1 人当たり 6,000 円</p>	保育士試験による資格取得支援事業を実施するためには該講座を開講している事業者が証明する当該事業者に支払われた入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	1 / 2
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに 260,000 円	保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するためには報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	1 / 2
保育士宿舎借り上げ支援事業	1 人当たり月額 82,000 円	保育士宿舎借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料等	1 / 2
保育体制強化事業	1 か所当たり月額 90,000 円	保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等	3 の (7) の②の場合 1 / 2 3 の (7) の③の場合 2 / 3
保育補助者雇上強化事業	<p>1. 定員が 121 人未満の施設の場合 1 か所当たり年額 2,215,000 円</p> <p>2. 定員が 121 人以上の施設の場合 1 か所当たり年額 4,430,000 円</p>	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、	3 の (8) の②の場合 3 / 4 3 の (8) の③の場合

			役務費、委託料等	の場合 6／7
保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業	<p>1. 保育士の実地派遣及び人材交流等</p> <p>①代替保育士等雇上費 1人1日当たり 6,590円</p> <p>②調整費 1人当たり 4,000円</p> <p>2. 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ</p> <p>①実習受入費 1人当たり 10,000円</p> <p>②調整費 1人当たり 4,000円</p>	保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び備品購入費等	3／4	
保育所等における業務集約化推進事業	厚生労働大臣が別に定める額	保育所等における業務集約化推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、会議費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	1／2	
保育所等改修費等支援事業	<p>(1) 貸物件による保育所改修費等</p> <p>①平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針についてに基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>本園の場合 1施設当たり 32,000,000円</p> <p>分園の場合 1施設当たり 21,000,000円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p>本園の場合 1施設当たり 27,000,000円</p> <p>分園の場合 1施設当たり 16,000,000円。</p> <p>(2) 小規模保育改修費等</p> <p>①平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針についてに基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1事業所当たり 32,000,000円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p>1事業所当たり 22,000,000円</p> <p>(3) 認可化移行改修費等</p> <p>1施設当たり 32,000,000円</p> <p>※賃借料のみの場合 1施設当たり 10,000,000円</p> <p>(4) 家庭的保育改修費等</p> <p>①平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針についてに基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合 1か所当たり 32,000,000円</p>	保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な改修費等、賃借料（敷金を除く。）	1／2 (注) 2／3	

	<p>保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400,000 円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p>保育所で行う場合 1か所当たり 22,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400,000 円</p> <p>(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号 「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針についてに基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p>1 施設当たり 22,000,000 円</p>		
保育所設置促進事業	1 か所当たり 21,200,000 円	保育所設置促進事業に必要な賃借料（敷金を除く。）	1 / 2
都市部における保育所等への賃借料支援事業	1 施設当たり年額 22,000,000 円	都市部における保育所等への賃借料支援事業を実施するために必要な賃借料	10 / 10
認可化移行移転費等支援事業	<p>1. 移転費 1 施設当たり 1,200,000 円</p> <p>2. 仮設設置費 1 施設当たり 3,800,000 円</p>	認可化移行移転費等支援事業を実施するために必要な移転費、仮設設置費等	1 / 2
保育利用支援事業	<p>1. 代替保育利用支援 1 人当たり 月額 20,000 円</p> <p>2. 予約制導入に係る体制整備 1 か所当たり 年額 2,406,000 円</p>	保育利用支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	1 / 2
サテライト型小規模保育事業	1 か所当たり 年額 4,450,000 円	サテライト型小規模保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	1 / 2
医療的ケア児保育支援モデル事業	<p>看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1 自治体当たり 年額 7,300,000 円</p> <p>看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1 自治体当たり 年額 6,700,000 円</p>	医療的ケア児保育支援モデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、	2 / 3

			共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料等	
家庭支援推進保育事業	1か所当たり 3,814,000 円		家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	1／2
認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1市町村当たり年額 354,000 円		認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、負担金・補助及び交付金等	3の(24)の②の場合 1／3 3の(24)の③の場合 1／2
保育環境改善等事業 (緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。)	(1) 基本改善事業 1事業当たり 7,200,000 円 (2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業 1事業当たり 1,029,000 円		保育環境改善等事業を実施するために必要な改修費等	3の(25)の①のイの場合 1／3 3の(25)の①のウの場合 1／2
保育環境改善等事業 (緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)	2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1施設当たり 32,000,000 円		保育環境改善等事業を実施するために必要な改修費等	1／2

保育所等の事故防止の取組強化事業	<p>1. 重大事故防止のための研修事業 研修開催経費 1回当たり 220,000 円（受講者予定者 20 人まで） 20 人を超える場合 受講予定者 1 人当たり 6,000 円追加</p> <p>2. 重大事故防止のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員 1 人当たり年額 4,064,000 円</p>	保育所等の事故防止の取組強化事業を実施するに必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費等	2／3
保育施設・事業の届出に伴うＩＣＴ化推進事業	1 市町村当たり年額 40,000,000 円	保育施設・事業の届出に伴うＩＣＴ化推進事業を実施するに必要なシステム開発費、システム構築費、システム改修費、設備購入費、リース料、工事費、通信費、備品購入費、賃金、謝金、旅費、委託費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（保守料、通信運搬費、広告料、手数料）、使用料、賃借料等	6／7

(注) 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が 1.0 未満の市町村又は財政力指数が 1.0 以上であり、改修する年度の 4 月 1 日現在の待機児童数が 10 人以上、かつ当該年度の保育拡大量 90 人以上の市町村に限る。）が行う、以下の（1）及び（2）の要件をすべて満たす改修については、補助率を 2／3 とする。

- (1) 保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であること。
- (2) 原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年の 4 月 1 日時点の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の 3 区分）の利用定員総数が増加する改修であること。

別紙様式1

保育対策総合支援事業費補助金調書

都道府県名

国		補助率	地方公共団体				備考
歳出予算科目	交付決定の額		歳入	科目	予算現額	収入済額	
	円	円	円	円	円	円	円

(注)

- 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
- 「予算現額」欄は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支額等の区分を分明かにして記載すること。
- 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式2

< 番 号 >
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

○○都道府県知事
○○市町村長

印

平成 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発子第※号により交付決定を受けた平成 年度保育対策総合支援事業費補助金について平成 年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱6の(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

別紙様式3

< 番 号 >
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

○○都道府県知事
○○市町村長

印

平成 年度保育対策総合支援事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
(※間接補助がある場合、その金額も合わせて記載すること)
- 2 平成 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額総括表(別表)
- 3 保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(別表1)
- 4 保育対策総合支援事業費補助金内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) その他参考となる資料

別表

平成 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額総括表

都道府県名		(千円)	
		国庫補助基本額	国庫補助所要額
都道府県事業（直接補助）			
都道府県間接補助事業			
市町村事業（直接補助）			
市町村間接補助事業			
国庫補助所要額（合計）			

別表1

保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(都道府県事業・直接補助)

都道府県名

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③①-②)	対象経費 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	運送額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
保育士資格取得支援事業	円	円	円	円	円	円	円	円
保育士試験による資格取得支援事業								
保育士試験追加実施支援事業								
※保育士養成試験に対する就職促進支援事業								
若手保育士や保育事業者への巡回支援事業								
保育士・保育所支援センター設置運営事業								
※認可化移行調査費等支援事業								
民有地マッチング事業								
※医療的ケア児保育支援モデル事業								
保育所等の事故防止の取組強化事業								
保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業								
合 計								

(記載上の注意)

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑤欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ※については①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。

別表1

保育対策総合支援事業費補助金所要額調査書(市町村事業・直接補助)

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	支出予定額 ③(①-②) 円	対象経費の 差引額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
保育士資格取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ								
保育士試験による資格取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ								
保育士試験追加実施支援事業 ※指定都市・中核市のみ								
※ 保育士宿舎借り上げ支援事業								
保育人材就職支援事業								
※ 保育体制強化事業								
※ 保育補助者雇用強化事業								
若手保育士や保育事業者への巡回支援事業								
※ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業								
※ 保育所等における業務集約化推進事業								
保育士・保育所支援センター設置運営事業 ※指定都市・中核市のみ								
※ 保育所改修費等支援事業(補助率3分の2)								
※ 保育所等改修費等支援事業(補助率2分の1)								
※ 保育所設置促進事業								
※ 認可移行開設費等支援事業								
※ 認可移行移転費等支援事業								
※ 広域的保育所等利用事業								
※ 保育利用支援事業								
※ サテライト型小規模保育事業								
※ 医療的ケア児保育支援モデル事業 ※指定都市・中核市のみ								
※ 家庭支援推進保育事業								
認可外保育施設の衛生・安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ								
保育環境改善等事業(緊急一時預り拠点事業・放課後児童クラブ閉所時間帯等 における認定児受入れ支援事業以外) ※指定都市・中核市のみ								
※ 保育環境改善等事業(緊急一時預り拠点事業・放課後児童クラブ閉所時間帯等 における認定児受入れ支援事業)								
保育所等の事故防止の取組強化事業								
保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業 ※指定都市・中核市のみ								
家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業								
合計								

(記載上の注意)

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものをとする)を記入すること。
- ※については①欄から⑧欄の各欄に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものをとする)を記入すること。

別表1

保育対策総合支援事業費補助金所要絆調書(都道府県間接補助事業)

都道府県									
1. 都道府県(合計)									
事業名	応事業費 ①	受け金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③①-②	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	還元額 ⑥	(⑥×1/2) ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 料額 ⑨
保育士資格取得支援事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育士試験による資格取得支援事業									
保育士養成施設に対する就職促進支援事業									
※ 保育体制強化事業									
※ 保育補助者雇用強化事業									
※ 都市部における保育所等への賃借料支援事業									
※ (財)能力指数10級の市町村及び特別区)									
※ 都市部における保育所等への賃借料支援事業									
※ (上記以外の市町村)									
※ 医療的ケア保育支援モデル事業									
※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業									
保育環境改善等事業緊急・時預かり推進事業 放課後児童 クラブ(閉所時間)における乳幼児受け入れ支援事業(以外)									
※ (1)基本改善事業									
※ (2)環境改善事業									
※ 保育所等の事故防止の取組強化事業									
※ 保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業									
合計									

(記載上の注意)

- ①欄には、年齢区分別の額を記入し、最も少ない額を記入すること。
- ⑨欄には、どの額の国庫補助額の額を記入して少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄には、当該の国庫補助額の額を記入すること。
- ④、⑥欄が、合算額(1,000円未満の場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
5. 沿についてでは、上記に限らず、①から⑩の各欄には各市町村の合計を記載すること。

別表1

保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(都道府県間接補助事業)

2. 都道府県(市町村分)										市町村名
事業名	経営業種	寄付金その他 の収入予定額 ① 円	差引額 ② 円	対象経費の 支出予定額 ③((①-②)) 円	国庫補助基準額 ④ 円	運送額 ⑤ 円	(⑥×3／4) ⑥ 円	都道府県 補助額 ⑦ 円	国庫補助 基本額 ⑧ 円	国庫補助 所要額 ⑨ 円
※ 保育体制強化事業										
※ 保育補助者雇用強化事業										
※ 都市部における保育所等への賃料支援事業 (財政力指数1.0超の市町村及び特別区)										
※ 都市部における保育所等への賃料支援事業 (上記以外の市町村)										
※ 医療的ケア保育支援モデル事業										
認可外保育施設の衛生・安全対策事業										
保育環境改善事業(緊急一時預り施設事業、放課後児童クラブ・保育時間帯等における乳幼児受け入れ支援事業以外)										
※ (1) 基本改善事業 ①.20事業										
※ (2) 環境改善事業 ①~⑩事業										
保育所等の事故防止の取組強化事業										
保育施設事業の届出に伴うC/I化推進事業										
合計										

(記載上の注意)

- ⑥欄は③欄、⑦欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、保育施設・事業の届出に伴うC/I化推進事業について(⑥×7／8、認可外保育施設の衛生・安全対策事業については(⑥×2／3)により算定した金額を記載すること。
- ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄には、⑨欄の額に支付要綱の第3項を乗じて算出した額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ※については、上記に附わらず、①欄から⑩欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。

別表1

保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(市町村間接輸助事業)

市町村											
1. 市町村	事業名	就事業費 ① 円	交付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定期 ⑥ 円	(⑤×1/2) ⑦ 円	市町村 補助額 ⑧ 円	国庫補助 基本額 ⑨ 円	国庫補助 所要額 ⑩ 円
保育士資格取得支援事業 の内、障がい者の方のみ											
保育士による質問紙支援事業 受付窓口一括受付料											
※ 保育士添付り上げ支援事業											
※ 保育体験活性化事業											
※ 保育援助制度上活化事業											
※ 保育士等のキャリアアップ構造のための人材交換支援事業											
※ 哺乳所における異性系列における事業											
※ 哺乳所改修費等支援事業(補助率3分の2)											
※ 哺乳所改修費等支援事業(補助率2分の1)											
※ 哺乳所設置促進事業											
※ 広可化移行移行等支援事業											
※ 保育利用支援事業											
※ サラライト型小規模保育事業											
※ 家庭支援性保育事業											
※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ											
保育園改修等支援事業 (認定一時預かり施設運営、放課後児童クラブ・放課後時間延長における利用料受け入れ料支給事業)											
※ 認定一時預かり施設運営、放課後児童クラブ・放課後時間延長における利用料受け入れ料支給事業											
合計											

(左欄上の注意)

- 左欄の欄、右欄に記入しない欄を記入すること。
- 左欄には、右欄と左欄の欄を比較して少ない方の数を記入すること。
- 右欄には、左欄と右欄(1,000円未満の場合は、二つ切り下るものとする)を記入すること。
- (右欄の表示)合計の表示については、左欄2に記入されたそれを合計額(1及び2)を記入すること。

別表2

1-1 保育士資格取得支援事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

都道府県
指定都市
中核市

	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	養成施設受講料等			代替保育士等 雇用上人數 (延べ人數) ⑥
			養成施設卒業による 保育士資格取得 ③	試験実施通知別表 ②及び③による 保育士資格取得 ④	試験実施通知別表 ①による 保育士資格取得 ⑤	
認可外保育施設保育士資格 取得支援事業	①	②	③	④	⑤	⑥
保育教諭確保のための保育 士資格取得支援事業						
幼稚園教諭免許状を有する 者の保育士資格取得支援 事業						
保育所等保育士資格取得 支援事業						
合 計		円	人	人	人	人

(記載上の注意)

- ③欄から⑥欄について、対象となる人數を記入すること。
- ④欄及び⑤欄の「試験実施通知」は平成15年12月1日発行第1201002号「保育士試験の実施について」による。

別表2

1-2 保育士資格取得支援事業(都道府県、市町村間接補助事業分)

都道府県
指定都市
中核市

	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	養成施設受講料等		代替保育士等 雇用上人數 (延べ人數)
			養成施設卒業による 保育士資格取得	試験実施通知別表 ②及び③による 保育士資格取得	
認可外保育施設保育士資格 取得支援事業	①	②	③	④	⑤
保育教諭確保のための保育 士資格取得支援事業					
幼稚園教諭免許状を有する 者の保育士資格取得支援 事業					
保育所等保育士資格取得 支援事業					
合 計		円	人	人	人

(記載上の注意)

- ③欄から⑥欄について、対象となる人數を記入すること。
- ④欄及び⑤欄の「試験実施通知」は平成15年12月1日雇用第1201002号「保育士試験の実施について」による。

別表2

2-1 保育士試験による資格取得支援事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

都道府県
指定都市
中核市

	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	対象人数
	① 円	② 円	③ 人
受験対策学習費用補助事業			
保育士試験受験直前講座実施事業			
合 計			

(記載上の注意)

1. 保育士試験受験直前講座実施事業の③欄は、当該直前講座を受講する者の人数の合計を記入すること。

別表2

2-2 保育士試験による資格取得支援事業(都道府県、市町村間接補助事業分)

	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	対象人数
	① 円	② 円	③ 人
受験料兼学習費用補助事業			
保育士試験受験直前講座実施事業			
合 計			

(記載上の注意)

1. 保育士試験受験直前講座実施事業の③欄は、当該直前講座を受講する者の人数の合計を記入すること。

別表2

3 保育士試験追加実施支援事業
都道府県
指定都市名

対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
① 円	② 円

※支出を予定している具体的な内容が確認できる書類を添付すること。

卷2

4-1 保育士養成施設に対する就職促進支援事業(都道府県事業・直接補助分)

〔記録上の注意〕

卷之三

第三章 第二節 水素エネルギーの実現に向けた技術開発

「月影」を想起して(桂川所空友記)に足尾銅山の鉱業技術

第三回の「三見足らず先」の二種類は、内定達が入賞を企てる。

に会う事無く内定販賣の入札を混入する事。

幼児期型認定ことともに、園に専門性を有する人材を配置すること。

（小数第1位まで四捨五入）

記入すること。(小販販賣まで記入)

2
元

4-2 保育士養成施設における就職促進支援事業(新規就職間接助言会)

政治小説の歴史と現状

（註）此處所指的「新舊」，並非指新舊時代，而是指新舊兩種社會。

30周年には、参加者数が1,000人を突破するなど、会員登録者数なども増加の一途を辿る。

卷之三

小堀は、吹き抜の子だから一瞬も離さずお母さんを見つめていた。お母さんは、彼の顔に手をあてて、優しく微笑んでいた。

入門編 第二回

小説は、序章で開拓地の荒野と、その中で運営する農場の現状を描く。

3. ③(3) では、手筋を攻撃するか防衛のうえ、即ち自分たちに有利な方向へ向かって行動する人間が登場する。

③ 地主、豊成高院佐藤新蔵(15歳)に与める豊前西郷への割合内定料金(30一財團の名義)の割合を記入すること。(小数點1位まで記入)

10. お題は、某校教諭の胸年齢における学年構成に占める対象年齢への貢献割合を記入すること。(小数点1位まで記入)

別表2

5-1 保育土宿舎借り上げ支援事業（特別区以外かたの市町村）（市町村事業・直接補助分）

市町村名

対象施設名	給事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基 準額	選定額	国庫補助基 本額	国庫補助所 要額	対象者数	対象月数 (延月数)	⑪
①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑧×1/2)	⑩	⑪	
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	人	月	

(記載上の注意)

1. ①欄は、④欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
 2. ①欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表2

5-2 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区及び財政力指数1.0を超える市町村)(市町村事業・直接補助分)

対象施設名		総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額 (⑤×3／4)	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数 (延月数)
①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩(⑨×1/2)	⑪	⑫
ア											
イ											
ア											
イ											
ア											
イ											
ア											
イ											
ア											
イ											
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	人	月

(記載上の注意)

1. ②欄から⑧欄まで、本年度から事業の対象になる者については「ア」の行に、平成29年度までに事業の対象となっていた者については「イ」の行に、分けて記載すること。
2. ⑧欄は、④欄、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
3. ⑫欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表2

5-3 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区以外かつ財政力指数1.0以下の市町村)(市町村間接補助事業分)

市町村名												
対象施設名	事業費	寄付金子の他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基 準額	選定額	((⑦×1/2))	市町村 補助額	国庫補助基 本額	国庫補助所 要額	対象者数	対象月数 (延月数)
①	②	③	④(②-③))	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪(=⑩)	⑫	⑬
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	※1	人
												月

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄には、⑧欄の額と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑪欄には、⑩欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑬欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表2

5-4 保育土宿舎借り上げ支援事業(特別区及び財政力指數1.0を超える市町村)(市町村間接補助事業分)

(記載上の注意)

1. ②欄から⑨欄まで、本年度から事業の対象になる者については「ア」の行に、平成29年度までに事業の対象となっていた者については「イ」の行に、分けて記載すること。
 2. ⑩欄は、④欄、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
 3. ⑪欄には、⑨欄の額と⑩欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
 4. ⑫欄には、⑪欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもとする。)を記載すること。
 5. ⑬欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表2
6 保育人材就職支援事業

総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	対象経費の 支出予定額 ③(①-②) 円	差引額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	運定額 ⑥ 円	実施事業内容 ⑦ 円	
						1 指定保育士養成施設の学生等に対する保育の実習や普及啓発活動 2 高校生及び中学生に対する保育の体験や普及啓発活動 3 就職相談会の開催等による求人情報の提供 4 潜在保育士等に対するマッチング支援 5 就職支援コーディネーターの配置 6 職場定着を支援するための研修等の実施 7 その他()	
円	円	円	円	円	円	円	円

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄は、該当するもの全てに○をすること。1から6まで該当するものがなければその他の記入すること。

表2

7-1 保育体制強化事業(市町村事業・直接補助分)

対象施設名 ①	従事実数 ②	預付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 支出予定期額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	測定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	保育支援者 配置年月日 ⑨(⑧×1/2) 円	保育支援者所要額 ⑩ 円	保育支援者 配置年月日 ⑪ 人	保育支援者配置 した前年同月の 保育士数 ⑫ 人	保育支援者配置 した前年同月の 保育士以外の職員 数 ⑬ 人	⑭のうち 保育支援者 配置数 人
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	人	人

卷之三

- ①の保育士以外の職員は、⑤の保育士以外の職員には保育支援者は含まれない。
④の保育士と⑤の保育士は、⑥の職員と⑦の職員を比較し、最も少ない額を記載すること。
②の職員には、③の職員に対する賃額の第Ⅱ欄に定める俸給手帳を掣て得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
⑧の職員において、前年同月の賃額がない場合は、「前年同月」を「保育所開所月」と読み替えること。

別表2

7-2 保育体制強化事業(市町村間接補助事業)

市町村名										
対象施設名 ①	起事業費 ②	交付金その他 の既入干定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象性質の 支出予定期額 ⑤	因應措助基準額 ⑥	選定期 ⑦	((⑦×1/2) 市町村補助額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩	保育支援者 配置年月日 ⑪(=⑩) 人
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人
かず	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人

(記載上の注意)

1. 介欄は①欄、⑤欄及び⑨欄を計算し、最も少ない額を記入すること。

2. 介欄には、⑨欄の額と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

3. ⑨欄には、⑨欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

4. 介欄及び⑨欄において、前年同月の実績がない場合は、「前年同月」を「保育所開所月」に読み替えること。

5. ⑨欄の保育士以外の職員数には保育支援者は含まない。

6. ⑨欄の保育士以外の職員数には保育支援者は含まない。

別表2

7-3 保育体制強化事業(都道府県衔接補助事業)

対象施設名	料率	交付金その他の収入予定期	支出し予定期	固定賃料基本額	運送額	(⑦×3-④)	新規床補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育支援者配当月の保育士数	保育支援者配当月の保育士以外の職員数	保育支援者配当月の保育士以外の職員数	⑩(うらがい者配当額)
かわ	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	人	人

(記載上の注意)

1. (2)欄は、(4)欄、(5)欄及び(6)欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
2. (1)欄は、(6)欄と(9)欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

2. (1)者は、(1)欄に交付要領の別表の第5欄に定める補助率を算じて

3、(1)種及び(2)種に掲げて、前年同月がない場合、前年同月を算入。

五、烟的保养与修理（烟斗烟嘴烟管烟盒等）。

3. 《新編中華書局影印》卷之三，頁三。

別表2

8-1 保育補助者雇上強化事業(市町村事業・直接補助分)

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	対象経費の 支出予定額 ④(②-③) 円	差引額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨((⑧)×3/4) 円	保育補助者 配置年月日 ⑩	保育補助者 配置数 ⑪ 人
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

8-2 保育補助者雇上強化事業(市町村間接補助事業)

市町村名										
対象施設名	経事業費	寄付金その他の取入予定額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3／4)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育補助者配置年月日
①	②	③	④(②・③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩(=⑪)	⑫
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄には、⑨欄の額と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑪欄には、⑩欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

別表2

8-3 保育補助者雇上強化事業(都道府県間接補助事業)

市町村名											
対象施設名 ①	施事業費 ② 円	寄付金その他 の収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	支出予定額 ⑤ 円	対象経費の 支払予定額 ⑥ 円	運送額 ⑦ 円	(⑦×7/8) 円	都道府県補助額 ⑧ 円	国庫補助基本額 ⑨ 円	国庫補助所要額 ⑩(⑨×6/7) 円	保育補助者 配置数 ⑪人
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄は、⑨欄と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

9 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業

都道府県 市町村名	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
(1)若手保育士への巡回支援	①	②
(2)保育事業者への巡回支援		
合 計		円

別表2

10-1 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業(市町村事業・直接補助分)(総括)

		市町村名					
		総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額
		①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥
(1)保育士の実地派遣及び人材交流等							
(2)指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ							
合 計		円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各施設の合計を記載すること。

別表2
10-1 保育士等のキャリアアップ機会のための人材交流等支援事業(市町村事業・直接補助分)
(1)保育士の実地派遣及び人材交流等

対象施設名 (1)	施事業費 (2)	寄付金その他の 収入予定期 (3)	差引額 (4)(2)-(3)	代管保土工等上乗 料	対象住民の 支出予定期 (5)	国庫補助基準額 (6)	対象住民の 支出予定期 (7)	国庫補助基準額 (8)	対象住民の 支出予定期 (9)(5)+(7)	国庫補助基準額 (10)(6)+(8)	固定額 (11)(10)×3/4 円	固定額 (12)円	固定額 (13)円	実地派遣 人材交渉 差賠人數 (14)	代管保土工等 雇用上人数 (15)	代管保土工等 雇用上人数 (16)
小計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	人

（記述上の注意）
1. ①細は、④細、⑤細及び心細を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

10-1 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業(市町村事業・直接補助分)
 (2)指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ

対象施設名 ①	経事業費 ②	寄付金その他 の収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	実習受入費		調査費 ⑤	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	対象経費の 支出予定額 ⑧	国庫補助基準額 ⑨(⑦+⑧)	合計 ⑩((⑨+⑩)×3/4)	選定額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×3/4)	実習 受入人数 ⑭
				対象経費の 支出予定額 ⑤	円										
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人

(注釈上の注意)

1. ①欄は、④欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

10-2 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業(市町村間接補助事業分)(総括)

										市町村名
	終事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑥×3／4)	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
(1)保育士の実地派遣及び人材交流等										
(2)指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ										
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. ①欄から⑩欄の各欄には各施設の合計を記載すること。

別表2

10-2 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業(市町村間扶助事業分)

料金種別名	販賣事務費	給付金その他の支入金額	差引額 ④(2)-(3)	代理強制土等購入額 ⑤	国庫補助基準額 支出予定期 ⑥	扶助標準額の 支出予定期 ⑦	対象者数 ⑧	対象者提出額 ⑨(5)+(6) ⑩(6)+(7)	合計 ⑪	測定額		市町村 補助額 ⑫	国庫補助基準額 ⑬	国庫補助基準額 ⑭(1)(3)/4 ⑮	実施率 人材交流 実施人數 ⑯	実施率 人材交換 実施人數 ⑰	代理保育士等 雇用上人數 ⑱	代理保育士等 雇用上日数 (休日を含む) ⑲
										①	②							
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	日	人

(回算上の注)

1. ⑪欄は、④欄・⑨欄及び⑩欄を合計し、算出した金額を記入すること。
2. ⑭欄には、北緯の夏至日時の昼と夜を記して、午後の方の数を記入すること。
3. ⑯欄には、⑯欄と同額(1,000円未満の場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

10-2 保育士等のキャリアアップ事業のための人材交流等支援事業(市町村間接補助事業分)
 (2) 指定保育土養成施設の学生の保育実習受け入れ

市町村名

対象施設名 ①	応募実質 ②	交付金その他の取入予定期 ③	差引額 ④(②-③)	交付保育士実習上賃 ⑤	対象者への支出予定期 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	国庫補助基準額の支出し予定期 ⑧	対象者への支出し予定期 ⑨(⑥+⑦)	合計 ⑩	対象者への支出手定額 ⑪(⑨+⑩)	運送額 ⑫	(⑪×3/4) ⑬	市町村 補助額 ⑭	国庫補助基本額 ⑮	国庫補助所要額 ⑯	実習 受入人数 ⑰
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人

(記載上の注意)

1. ①欄に、③欄、⑨欄及び⑩欄を記入し、最も少ない額を記入すること。

2. ⑩欄には、⑨欄の額と⑩欄と同額(1,000円未満の場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

3. ⑯欄には、⑯欄と同額(1,000円未満の場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

別表2

11-1 保育所等における業務集約化推進事業（市町村事業・直接補助分）

市町村名

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
 - ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - ⑨欄には、実施事業内容を記入し、支出を予定している具体的な内容が確認できる書類を添付すること。

別表2

111-2 保育所等における業務集約化推進事業(市町村間接補助事業分)

1. ①欄には、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
 2. ②欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
 3. ③欄には、⑨欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
 4. ④欄には、実施事業内容を記入し、支出を予定している具体的な内容が確認できる書類を添付すること。

別表2

1.2 保育士・保育所支援センター設置運営事業

都道府県
指定都市
中核市

	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	就職件数(見込み)
	(1)	(2)	(3)
保育士・保育所支援センター開設運営経費			
保育士再就職支援コーディネーター雇上費			
再就職支援及び雇用管理改善経費			
潜在保育士の把握及びセンター認知度向上の ための経費			
保育士登録簿を活用した就職促進経費			人
合計			円

別表2

13-1 保育所等改修費等支援事業(市町村事業・直接補助分)(総括)

市町村名

	給事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	還定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(1) 賃貸物件による保育所改修費等								
(2) 小規模保育改修費等								
(3) 認可化移行改修費等								
(4) 家庭的保育改修費等								
(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
合 计	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

13-1 保育所等改修費等支援事業（市町村事業・直接補助分）

四百九

- (記入工の注意)

 1. ②欄は、法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
 2. ③欄は、設置する保育所又は保育所分園の定員を記入すること。
 3. ④欄は、保育所・保育所分園の別を記入すること。
 4. ⑤欄は、⑦欄と⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 5. ⑩欄には、(1)欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 6. ⑪欄は、保育所又は保育所分園を開設する年月日を記入すること。

別表2

13-1 保育所等改修費等支授事業(市町村事業・直接補助分)

(2)小規模保育改修費等

市町村名											
対象施設名 ①	運営主体 ②	定員 ③	区分 ④	総事業費 ⑤	寄付金その他の 収入予定額 ⑥	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪ (⑩×1/2) (⑪×2/3)	開設年月日 ⑫
		人		円	円	円	円	円	円	円	
合計		人		円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(市町村、社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、設置する小規模保育事業所の定員を記入すること。
- ④欄は、小規模保育事業におけるA型・B型・C型の別を記入すること。
- ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄には、⑩欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

13-1 保育所等改修費等支授事業(市町村事業・直接補助分)
(3)認可化移行改修費等

対象施設名 ①	運営主体 ②	定員 ③	区分 ④	経事業費 寄付金その他の収入予定期額 ⑤	差引額 ⑦(⑤-⑥)	対象経費の支出予定期額 ⑧	国庫補助基準額 ⑨	選定額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助所要額 ⑫ (⑪×1/2) (⑪×2/3)	施行予定年月日 ⑬	実施事業内容	
												市町村名	
		人		円	円	円	円	円	円	円	円	1. 許存施設のさ年賃、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
												1. 許存施設のさ年賃、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
												1. 許存施設のさ年賃、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
												1. 許存施設のさ年賃、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
												1. 許存施設のさ年賃、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
合計	/	人	/	円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO等)
- ③欄は、所在の認可外保育施設の定員を記入すること。
- ④欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ④、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑤、⑥欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑥、⑦欄は、該当する全ての番号に〇をすること。
- ⑦、⑧欄は、該当する全ての番号に〇をすること。

別表2

13-1 保育所等改修費等支援事業(市町村事業・直接補助分)
 (4)家庭的保育改修費等

対象施設名 ①	運営主体 ②	定員 ③	区分 ④	総事業費 ⑤	寄付金その他の 収入予定額 ⑥	差引額 ⑦(⑤-⑥)	対象経費の 支出予定額 ⑧	国庫補助基準額 ⑨	選定額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪ (⑩×1/2) (⑪×2/3)	国庫補助所要額 ⑫ (⑪×2/3)	事業開始年月日 ⑬
人	人	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
人	人	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
人	人	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
人	人	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
人	人	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計												

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(市町村、社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、設置する家庭的保育事業所の定員を記入すること。
- ④欄は、家庭的保育事業所又は運営保育所の別を記入すること。
- ⑤欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑪欄には、①欄の額に交付要綱の別表の第5号欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、家庭的事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

13-1 保育所等改修費等支援事業(市町村事業・直接補助分)
 (5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等

市町村名													
対象施設名 ①	運営主体 ②	定員 ③	区分 ④	経事業費 ⑤	寄付金その他の収支金入予定額 ⑥	差引額 ⑦(⑤-⑥)	支出予定額 ⑧	国庫補助基準額 ⑨	選定額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助基準額 ⑫(⑪×1/2)	事業開始年月日 ⑬	移行予定年月日 ⑭
		人		円	円	円	円	円	円	円	円		
合計		人		円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(学校法人、社会福祉法人等)
- ③欄は、実施する幼稚園長時間預かり保育の定員を記入すること。
- ④欄は、移行を予定している認定こども園の形態を記入すること。(幼保連携型、幼稚園型、小規模保育事業所)
- ⑤⑥欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、幼稚園における長時間預かり保育事業を開始すること。
- ⑫欄は、認定こども園に移行する年月日を記入すること。

別表2

13-2 保育所等改修費等支援事業(市町村間接援助事業分)(総括)

		市町村名									
		総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑥×1／2) 又は (⑥×2／3)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
(1) 賃貸物件による保育所改修費等											
(2) 小規模保育改修費等											
(3) 認可化移行改修費等											
(4) 家庭的保育改修費等											
(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等											
合 計		円	円	円	円	円	円	円※1	円※2		

(記載上の注意)

1. ①から⑩の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

13-2 保育所等改修費等支援事業(市町村間接補助事業分)
(1)賃貸物件による保育所改修費等

市町村名												
対象施設名	運営主体	区分	経事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	運送額	国庫補助基本額 (①×1/2) 又は (①×2/3)	市町村 補助額 (①)	国庫補助所要額 (①-⑩)	開設年月日
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(⑤-⑥)	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
		人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計		人	＼	円	円	円	円	円	円	円	円	＼

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、設置する保育所又は保育所分園の別を記入すること。
- ④欄は、保育所、保育所分園の別を記入すること。
- ⑤⑥欄は、(⑤-⑥)欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑤欄の額と⑥欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑧欄には、①欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑩欄には、保育所又は保育所分園を隸属する年月日を記入すること。

別表2

1.3-2 保育所等改修費等支援事業(市町村間接補助事業分)
(2)小規模保育改修費等

市町村名															
対象施設名	運営主体	定員	区分	専用費	寄付金その他の収入予定期	差引額	対象経費の支出予定期	国庫補助基準額	選定額	(⑩×1/2) (又は (⑩×2/3))	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	開設年月日	
①	②	③	④	⑤	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	⑯
合計		人			円		円				円		円		

(記載上の注意)

- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(市町村、社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、設置する小規模保育事業所の定員を記入すること。
- ⑥欄は、小規模保育事業におけるA型・B型・C型の別を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄と⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄には、⑪欄と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑪欄には、⑬欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑯欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

13-2 保育所等改修費等支障事業(市町村間扶助事業分)
(3)認可化移行改修費等

市町村名																
対象施設名	運営主体	定員	区分	比率算定費	交付金予定期	交付金予定期の 受け取り定額	差引額	対象経費の 支出方実績	国庫補助基準額	既定額	(①×1/2) (②×2/3)	市町村 補助額	国庫補助基準額	国庫補助所要額	施行予定年月日	実施事業内容
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)(5)-(6)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)
合計																

(記入上の注意)

1. 2欄は、法人等の選択を記入すること。(株式会社、NPO等)
2. 3欄は、現在の認可外保育施設の定員を記入すること。
3. 4欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
4. 5欄は、(7欄、(8欄)及び(9欄)を比較し、最も少ない額を記入すること。
5. 6欄には、(7欄)と(8欄)の額を比較して少ない方の額を記入すること。
6. (8欄)と同額(11,000円未満の場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
7. 8欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
8. 9欄は、該当する全ての書号に○を打ること。

別表2

13-2 保育所等改修費等支保事業(市町村間接補助事業分)
 (4) 家庭的保育改修費等

市町村名									
対象施設名	運営主体	定員	区分	応募裏質	寄付金その他の 収入予定期額	対象経費の 支出予定期額	国庫補助基準額	既定額	(①×1/2) (又は (①×2/3))
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(5-6)	⑧	⑨	⑩
		人		円	円	円	円	円	円
合計		人		円	円	円	円	円	円

(他欄上の注意)

1. ②欄は、法人等の種別を記入すること。(市町村、社会福祉法人、株式会社等)

2. ③欄は、設置する認定的保育事業所の定員を記入すること。

3. ④欄は、実際が保育事業所又は運営保育所の別を記入すること。

4. ⑤欄は、②欄及び③欄を合算し、最も少ない額を記入すること。

5. ①欄には、①欄の額と②欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。

6. ③欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

6. ⑤欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

13-2 保育所等改修費等支団事業(市町村間接補助事業分)

(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等

市町村名												
利用施設名 ①	運営主体 ②	定員 ③	区分 ④	蛇串集貯 ⑤	寄付金その他の 収入予定額 ⑥	差引額 ⑦(⑤-⑥)	対象経費の 支出予定期 間 ⑧	国庫補助基準額 ⑨	認定額 ⑩	市町村 補助額 ⑪	国庫補助基準額 (R=1/2) (R=2/3) ⑫	移行予定期 間 ⑬
		人		円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計		人		円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載の注意)

1. ②欄は、法人等の種別を記入すること。(学校法人、社会福祉法人等)
2. ⑤欄は、実施する幼稚園長時間預かり保育の定員を記入すること。
3. ⑨欄は、移行を予定している認定ごとも他の形態を記入すること。(認定保育、幼稚園、小規模保育事業所)
4. ⑪欄は、少額、零額及び⑫欄を記入し、最も少ない額を記入すること。
5. ⑬欄には、⑪欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
6. ⑬欄には、認定ごとも認定を行なう年月日を記入すること。
7. ⑬欄は、幼稚園における長時間預かり保育事業を開設する年月日を記入すること。
8. ⑬欄は、認定ごとも認定を行なう年月日を記入すること。

別表2

14-1 保育所設置促進事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	運営主体 ②	定員 ③	区分 ④	経事業費 ⑤	寄付金その他の 収入予定額 ⑥	差引額 ⑦(⑤-⑥) 円	対象経費の 支出予定額 ⑧ 円	国庫補助基準額 ⑨ 円	還定額 ⑩ 円	国庫補助基本額 ⑪ 円	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/2) 円	事業開始年月日 ⑬
		人		円	円	円	円	円	円	円	円	
合計		人		円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

1. ②欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO法人等)
2. ③欄は、実施する保育所等の定員を記入すること。
3. ④欄は、保育所・幼保連携型認定こども園の別の別を記入すること。
4. ⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
5. ⑪欄には、⑩欄の額を記入すること。
6. ⑪欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
7. ⑬欄は、保育所等を開始する年月日を記入すること。

別表2

14-2 保育所設置促進事業(市町村間接補助事業分)

対象施設名 ①	運営主体 ②	定員 ③	区分 ④	料事業費 ⑤	寄付金その他の 収入予定期 ⑥	差引額 ⑦(⑤-⑥)	対象経費の 支出予定期 ⑧	国庫補助基準額 ⑨	選定額 ⑩	(⑩×1/2) ⑪	市町村補助額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 ⑭(=⑬× ⑮)	事業開始年月日 ⑯
		人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計		人		円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円		

(記載上の注意)

- ①欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO法人等)
- ②欄は、実施する保育所等の定員を記入すること。
- ③欄は、保育所の保育運営型認定にども欄の別を記入すること。
- ④⑨欄は、⑦欄と⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑤⑩欄には、⑨欄の額と⑩欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑥⑪欄には、⑨欄と同額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑦⑯欄は、保育所等を開始する年月日を記入すること。

別表2

115 都市部における保育所への借入料支援事業

財政力指數

(1) 財政力指標が1,0超の市町村及び特別区

(2) (1)の主脚

卷之三

別表2

16 認可化移行調査費等支援事業(総括)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名	補助内容(実施の有無)		
	調査費 ①	助言指導費 ②	助言指導費 ③
か所	か所	か所	か所

(記載上の注意)

1. ②、③欄は当該施設が各事業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」と記入すること。

	経事業費 ① 円	寄付金その他の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円
1. 調査費								
2. 助言指導費								
計								

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各施設の合計を記載すること。

別表2

16 認可化移行調査費等支援事業(調査費)(都道府県事業・直接補助分)

卷之六

1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

16 認可化移行調査費等支援事業(助言指導費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名											
対象施設名 ①	経事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	移行計画書の 有無 ⑩	計画策定 年月日 ⑪	移行予定 年月日 ⑫
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑤欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。